

早川町建設工事総合評価試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、早川町が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令第167条の10の2(167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価落札方式」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものとし、その実施に関しては、別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(対象工事等)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事(以下「対象工事」という。)は、次のいずれかに該当するものから選定するものとする。

- (1) 公共工事の品質を確保するため、企業の技術力、企業の信頼性・社会性と入札価格を総合的に評価することが妥当であると認められる工事
- (2) その他、町長が必要と認める工事

(総合評価落札方式のタイプの選定)

第3条 総合評価落札方式の実施にあたっては、工事規模及び技術的難易度、特性に応じて次に掲げるタイプのいずれかによるものとする。

(1) 特別簡易型

「配置予定技術者の能力」「企業の施工実績」「企業の信頼性社会性」等客観的な項目により技術の評価を行い、価格と合わせて総合評価を行う方式

(2) 簡易型

特別簡易型の評価項目に加え、施工計画に関する技術的所見等の提案を求め、技術力の評価を行い、価格と合わせて総合評価を行う方式

(総合評価の方法)

第4条 総合評価落札方式で定める評価の方法については、別記1「落札者決定基準」によるものとする。なお、各評価項目の評価は開札後、入札参加業者についてのみ行うものとする。

(総合評価委員会)

第5条 総合評価落札方式の評価方法、評価基準、落札者決定基準、技術審査等について中立かつ公正な審議を行うため、学識経験を有する者(以下「学識経験者」という)からなる山梨県総合評価委員会(以下「委員会」という)を活用するものとする。

(技術審査会の設置)

第6条 総合評価落札方式による入札執行の事務について審査するため、早川町建設工事技術審査会(以下「技術審査会」という)を設置する。

- 2 技術審査会は、総務課長、振興課長、出納室長、及び対象工事の所管課長等をもって構成し、会長は総務課長、副会長は振興課長とする。
- 3 技術審査会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1)総合評価落札方式を行うことの適否
 - (2)総合評価落札方式の落札者決定基準の審査
 - (3)入札参加者から提出される技術資料等に関する審査及び評価
 - (4)落札者の決定に関すること
 - (5)その他総合評価落札方式による入札に必要な事項の審査

(入札方法及び審査)

第7条 町長は、総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、この要領により実施するものとし、あらかじめ実施対象工事の適否及び落札者決定基準について、技術審査会の審査を受けるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

- 第8条 町長は、政令第167条の10の2第4項の規定に基づき、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ委員会の学識経験者から様式1号により意見を聴かなければならない。
- 2 町長は、政令第167条の10の2第5項の規定に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があると意見が述べられた場合は、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ委員会の学識経験者から様式2号により意見を聴かなければならない。
 - 3 地方自治法施行規則第12条の4の規定に基づき、意見を聴くときは、学識経験者2名以上から意見を聴くものとする。

(落札者決定基準)

第9条 町長は、落札者決定基準について、前条第1項の意見聴取を行った後、決定するものとし、必要に応じて技術審査会の審議に付するものとする。

(評価結果の公表と疑義照会)

- 第10条 町長は、別記「落札者決定基準」による総合評価値を算出後、技術審査会の審議に付し、様式2-1号により早川町役場掲示板への掲示その他の方法で公表するものとする。
- 2 入札参加者は、前項により公表された日から5日以内に、自らの評価点について様式3号により疑義の照会をすることができるものとする。
 - 3 町長は、前項の照会に対し、様式4号により回答するものとし、必要に応じて技術審査会の審議に付するものとする。

4 前項の規定において、価格以外の評価点を修正した場合は、修正した結果を早川町役場掲示板への掲示その他の方法で公表するものとする。

(落札予定者の決定方法)

第11条 落札予定者の決定方法は、別記「落札者決定基準」の他、次の各号の規定によるものとする。

(1) 入札参加者のうち、次の全ての要件を満たす者を審査対象とするものとする。

ア 価格以外の評価を行うために必要な資料(別途「入札参加資格確認資料作成要領」に定められた様式)を提出した者。

イ 入札書が無効でない者。

(2) 落札予定者は、総合評価により得られた評価値の最も高い者とする。ただし、最も高い者が2者以上いる場合は、くじにより決定するものとする。

(落札者の決定)

第12条 町長は、落札予定者の決定後、技術審査会の審議に付して落札者を決定するものとする。ただし、第8条第2項の規定により学識経験者の意見を聴く場合は、意見を聴いた後、技術審査会の審議に付して落札者を決定するものとする。

2 前項により落札者が決定したときは、早川町役場掲示板への掲示その他の方法で公表するものとする。

(入札参加者への周知)

第13条 町長は、入札参加者に対し指名通知又は入札公告により次の事項を周知するものとする。

(1) 総合評価落札方式を採用していること。

(2) 「入札参加資格確認資料作成要領」に定められたすべての様式を提出すること。

(3) 価格以外の評価点の評価項目及びその配点に関すること。

(4) 落札者の決定方法に関すること。

(5) 総合評価に関する審査結果が公表されること。

(6) 価格以外の評価点について疑義の照会ができること。

(資料の提出)

第14条 入札参加者は前条第2号の資料を入札参加資格確認資料の提出時にすべて提出しなければならない。

(施工計画の保護)

第15条 施工計画の内容については非公表とし、内容の特定以外に提案者に無断で使用しないものとするが、以後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する場合についてはこの限りでない。

(総合評価に係わる資料の作成費用)

第16条 入札参加者が総合評価に係わる資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(価格以外の評価内容の履行の確保)

第17条 落札者の提示した施工計画は契約内容となるため、発注者は当該工事の契約後、速やかにその項目を含めた施工計画書の提出を請負者に求め、具体的な内容を両者確認のうえ、実施状況等を確認するものとする。なお、受注者の責により施工計画どおり履行がなされていないと判断された場合は、計画どおり施工させる。特に悪質と認められる場合には、指名停止措置や損害賠償請求等を行うこともある。

2 総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除あるいは指名停止等の措置を講じることができるものとする。

(低入札価格調査制度の適用)

第18条 この要領に基づき入札を行うときは、低入札価格調査制度を適用するものとする。

(秘密の保持)

第19条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札参加者から提出された資料等は、公表しない。

(その他)

第20条 町長は、本要領の執行に関して疑義が生じた場合は、技術審査会において協議し対応するものとし、必要に応じて委員会に諮るものとする。

附 則

1 本要領は、平成21年4月1日から適用する。

別記1 「落札者決定基準」

入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」「企業の信頼性、社会性」をもって入札に参加し、次の 及び の要件に該当する者のうち、総合評価により得られた評価値（以下「総合評価値」という）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、総合評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

総合評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

入札金額が早川町低入札価格調査実施要領の調査基準価格を下回った者は次の要件を満たしていること。

- 1 評価点数の合計が参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。
- 2 設計額に対して次の全ての項目を満たすこと。
 - ・ 直接経費（直接工事費＋共通仮設費の積上分）の75%以上
 - ・ 共通仮設費（共通仮設費の率分）の60%以上
 - ・ 現場管理費の50%以上
 - ・ 一般管理費等の30%以上

ただし、各経費の区分が上記と異なる場合は、その都度定めることとする。

（1）総合評価の方法

- 1) 技術評価の「標準点」を100点とし、「加算点の満点」は10点～30点の範囲内で工事ごとに定める。
- 2) 「加算点」の算出方法は、下記「1」「2」の評価項目ごとに（2）評価の基準に基づき評価をおこなった結果、評価項目ごとの得点（以下「評価点」という）の合計値が最高の者に「加算点の満点」を与え、他の者はそれぞれの「評価点の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。
加算点 = (評価点数の合計値 / 評価点の合計値の最高点) × 加算点の満点
加算点、評価値は小数第3位まで表示
「1」 企業の技術力について
「2」 企業の信頼性社会性
- 3) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を（以下「技術評価点」という）を、当該入札者の入札価格で除して得た総合評価値をもって行う。

$$\begin{aligned} \text{総合評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times 100,000,000 \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \times 100,000,000 \end{aligned}$$

(2) 評価の基準

簡易型の施行計画は、下表5項目から1～2項目を選択する。

特別簡易型は、施工計画を選択しない。

施工計画以外の項目は、特別簡易型、簡易型共通とし、工事特性、公告においての必須要件を踏まえて選択する。

「1」企業の技術力について

評価項目	評価基準	評価点
施工計画		
1 工程管理に係わる 技術的所見 「に係る技術的所見」	工程管理が適切であり、工程上重要な項目が記載され、工	10
	工程管理が適切であり、工夫が見られる	5
	工程管理が適切である	0
	未記入、または不適切である	欠格
2 品質管理に係わる 技術的所見 「の品質管理について」	品質の確認・管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、重	10
	品質の確認・管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、工	5
	品質の確認・管理方法が現地条件を踏まえ適切である	0
	未記入、または不適切である	欠格
3 施工上の課題に 対する技術的所見 「の対策について」	課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目	10
	課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見ら	5
	課題に対して、現地条件を踏まえ適切である	0
	未記入、または不適切である	欠格
4 安全管理に留意 すべき事項 「に留意すべき」	留意事項が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記	10
	留意事項が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られ	5
	留意事項が現地条件を踏まえ適切である	0
	未記入、または不適切である	欠格
5 施工上配慮 すべき事項 「に配慮すべき」	配慮事項が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記	10
	配慮事項が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られ	5
	配慮事項が現地条件を踏まえ適切である	0
	未記入、または不適切である	欠格

配置予定技術者の能力 (1)		
6 資格	1 級土木施工管理技士等または技術士	1
	上記以外の工事施工等に係わる資格	0
7 同種工事の施工実績 (2)	主任技術者(監理技術者)として同種工事の実績あり	2
	担当技術者として同種工事の実績あり	1
	その他	0
8 優良工事技術者表彰 (3)	表彰の実績 あり	1
	表彰の実績 なし	0
9 工事成績 工事成績評定点の平均点 (4)	7 5 点以上	2
	7 0 点以上 7 5 点未満	1
	7 0 点未満又は成績実績なし	0
10 継続教育 (C P D) の取組 (5)	取得状況が優良	1
	取組なし又は取組状況が上記未満	0

企業の施工実績		
11 同種工事の施工実績 (2)	早川町又は国・都道府県・公団等の同種工事の実績	2
	他市町村・公営企業等の同種工事の実績	1
	その他	0
12 工事成績 当該工種での工事成績 評定点の平均点 (4)	8 0 点以上	4
	7 5 点以上 8 0 点未満	2
	7 0 点以上 7 5 点未満	1
	7 0 点未満または成績実績なし	0
	過去 2 年間連続平均点が 6 0 点未満または、前年度以降において 5 5 点未満の工事成績がある者	- 2
13 優良工事表彰の有無 (3)	特別表彰あり	3
	表彰あり(特別表彰との重複はしない)	1
	表彰の実績なし	0
14 事故及び不誠実な 行為(6)	指名停止(3ヶ月以上)	- 4
	指名停止(1ヶ月以上3ヶ月未満)	- 2
	指名停止(1ヶ月未満)	- 1
15 品質管理・環境マネ ージメントシステムの 取り組み状況	I S O 9 0 0 1 又は 1 4 0 0 1 の認証を取得済み	1
	認証を未取得	0

- 1 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、審査資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点は、最も低い評価を受けたものをもって算定する。
- 2 同種工事の実績は、過去11年間及び当該年度の実績を対象とする。
- 3 優良技術者表彰及び優良工事表彰は、山梨県優良工事表彰制度により過去3年間及び当該年度において工種を問わず表彰実績があれば対象とする。
- 4 工事成績評定点の平均点は、山梨県発注工事で過去3年間に完成したもの及び当該年度の工事成績が公告日の前々月の末日までに確定したものをを用いるものとする。
- 5 C P D : Continuing Professional Developmentの略。技術者の継続的な専門能力開発を意味する。
建設系C P D協議会及び建築C P D運営会議に属する団体の当該工事の履行にかかる国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価するものとする。なお、単一企業の社内研修会は単位算定の対象外とする。

参考

主な認定団体の推奨単位

(社)日本技術士会	150単位(3年間)
(社)全国土木施工管理技士連合会	20単位(1年間)
農業土木技術者継続教育機構	50単位(1年間)
(社)日本建築士連合会	50単位(1年間)

- 6 事故及び不誠実な行為は、前年度及び当該年度の審査日までを対象期間とし、複数回指名停止を受けた場合は、合計日数とする。また、指名停止期間が前々年度から前年度にまたがっている場合は、対象年度の日数だけではなく全ての日数を対象とする。

「 2 」 企業の信頼性社会性

評価項目	評価基準	評価点
地域精通度(1)		
1 地理的条件 (企業)	施工実績あり	1
	施工実績なし	0
2 地理的条件 (技術者)	施工実績あり	1
	施工実績なし	0
3 本店所在地	工事箇所同一	2
	同じ地域内	1
	その他の地域	0
地域貢献度		
4 災害協定の締結 (2)	締結実績あり	1
	締結実績なし	0
5 土木施設等緊急維持 修繕業務委託の実績 (3)	受託実績あり	1
	受託実績なし	0
6 除雪業務委託の実績 (3)	受託実績あり	1
	受託実績なし	0
7 その他の地域貢献 (4)	実績あり	1
	実績なし	0

- 1 地域精通度については、近隣地域での過去 1 1 年間及び当該年度の施工実績を対象とする。
- 2 早川町地域防災計画に掲載されている早川町が災害時に備えて締結した各種協定を対象とする。
- 3 早川町が発注した土木施設等緊急維持修繕業務委託及び除雪業務委託の実績とし、対象期間は過去 5 年間及び当該年度とする。
- 4 その他の地域貢献は、ボランティア活動、耕作放棄地等解消、労働福祉、県産資材、県内下請企業の優先活用等から必要に応じ選択することができる。

様式1号(第8条関係)

早総発第 319 号
平成21年8月11日

学識経験を有する者 殿

早川町長 辻 一 幸 印

総合評価落札方式による発注方法について(依頼)

このことについて、早川町建設工事総合評価試行要領第8第1項の規定に基づき、下記の工事の評価基準について意見を求めます。

記

- 1 対象工事および工事内容 別紙のとおり(様式1-1号)

様式 2 号（第 8 条関係）

平成 第 年 月 日

学識経験を有する者 殿

早川町長 印

総合評価落札方式に係る落札者の決定について（依頼）

このことについて、早川町建設工事総合評価試行要領第 8 第 2 項の規定に基づき、下記の工事箇所に係る落札者の決定について意見を求めます。

記

- 1 総合評価対象箇所及び総合評価結果 別紙のとおり（様式 2 - 1 号）

様式3号(第10条関係)

平成 年 月 日

早川町長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印
(電話番号)

価格以外の評価に係る疑義について(照会)

- 1 疑義の対象となる工事等名・箇所名
工事(業務)名
工事(業務)箇所名

- 2 疑義のある事項

平成 年 月 日
第 号

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 殿

早川町長 印

価格以外の評価に係る疑義に対する回答

平成 年 月 日付けで疑義があった件について、下記のとおり回答します。

記

1 疑義の対象とされた工事(業務)名・箇所名

工事(業務)名

工事(業務)箇所名

2 回答内容

疑義のあった内容を認め、評価結果を修正します。

疑義のあった内容については、次の理由のとおりです。

3 評価結果の公表

修正後の評価結果については、平成 年 月 日に で公表します。